

茨城県立総和工業高等学校不祥事防止対策

はじめに

本校教職員は、平素より教育に携わる者としての責務を深く自覚し、法令遵守を意識して教育活動に取り組んでいます。

しかしながら、全国的に見ると一部の教職員による不祥事が発生しており、学校及び教職員全体に対する信頼が失墜する現状は、誠に遺憾であります。

こうした状況を踏まえ、校内ルールを公表することにより、不祥事防止に向けて全職員が改めて認識を共有し、引き続き責任ある行動をとることを確認します。

本校教職員一同は、生徒及び保護者の方々をはじめ、県民の皆様の御期待にお応えするべく、これからも誠実に教育活動に取り組んでまいります。

令和6年9月1日

茨城県立総和工業高等学校長 海老澤 恭弘

1 生徒への個別指導に関すること

- (1) 指導はできるだけ複数の教職員で行う。指導上やむを得ず単独で指導する場合は、事前に対象生徒、時間、場所等を学年主任へ連絡するとともに、事後に結果を報告する。
- (2) 指導中は、部屋の入り口を開けておく等、密室状態にならないようにする。
- (3) 常に説諭することに留意し、強圧的な指導にならないようにする。
- (4) メールや SNS 等による私的なやり取りをしない。

2 校内の環境整備に関すること

- (1) 日頃から教室、実習室等の整理整頓に努め、危険箇所があれば速やかに修繕する。
- (2) 毎日の清掃時に加え、複数の担当者により定期的に教室及びトイレ等の安全確認を行う。

3 個人情報の管理に関すること

- (1) 日頃から執務室内を整理し、保存すべき書類の保管場所を決めておく。
- (2) 個人情報を含むものは、校外に持ち出さない。業務上必要があり持ち出す場合は、事前に管理職の許可を得て、情報資産持出記録台帳に記録する。
- (3) 複数人にメールを送信する場合は、Bcc を用いる。送信前にメールアドレス、添付ファイルを複数人で確認する。
- (4) 保護者等を対象に Google フォームを利用する場合は、公開前に設定を複数人で確認する。

4 公金の取扱いに関すること

- (1) 学校徴収金については、保護者に対して確実に決算報告を行う。
- (2) 定期検査を複数人により確実に実施する。

5 交通安全に関すること

- (1) 交通法規を遵守し、交通事故を起こさないように努める。
- (2) 事故を起こしてしまった場合は、誠意ある対応をとるよう心掛け、速やかに管理職に報告する。
- (3) 飲酒する場合は、車を使用しない。また、飲酒時刻や飲酒量によっては翌日でも飲酒運転に該当する恐れがあることを認識して、慎重に行動する。